

令和7年4月～

当別町教育大綱



当別初の教育所 鮎田塾（鮎田家「盛衰軒」）

当別町

【経過】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体は、平成27年4月から教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下、大綱という。)を策定することとなった。

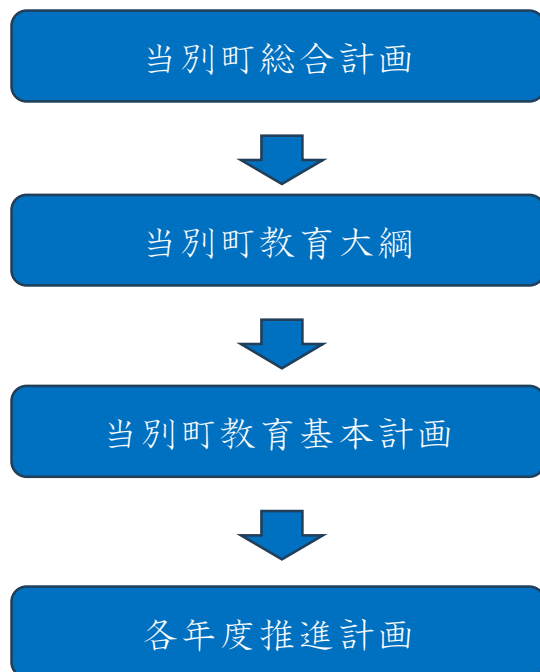
この改正をうけ、当別町では、平成27年と令和2年に大綱を作成し、令和7年3月に終期を迎えることから、令和6年度の総合教育会議において協議、調整を行い次期大綱を策定した。

この大綱に基づき、学校教育や社会教育のさらなる発展を図る。

【期間】

令和7年4月以降とする。それ以降、大綱を見直す必要が生じた場合は、総合教育会議において協議する。

【関連計画】



【趣旨】

当別町の教育は、明治4年に仙台藩岩出山伊達家当主 伊達邦直公とその家臣が当別に開拓の鉄を振り下ろして間もなく、家臣団の一人である鮎田如牛が、私塾を開いて移住者の子どもたちの教育を担ったことに始まります。

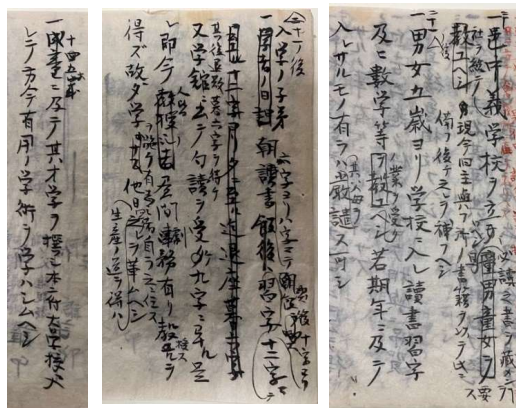
如牛は、自宅の傍に草小屋を建てて学舎とし、子どもたち数十名に読書、習字、数学を教えました。



これは学校制度が発布される数力月前のことであり、困難な開拓当初にあっても「教育のことは1日もゆるがせにできない」として教育を重んじた強い意志の現れと言えます。

また、開拓時に考案されたと伝えられる当別村邑則は、開拓に向けた家臣一同の決意であるとともに、教育の方針を示すものでもありました。

書き下し文
一、社を結て学校を立へし、且、必読の書を蔵めん事を要す、現今旧主と少所の書籍を以て此に備ふ、後ち之れを補ふし
一、男女五歳より学校に入れ、読書、習字及び数学等の業を受くし、若し、期年に入て入れざるもの有らば、其父母を厳譴す
一、入学の子弟朝六時より八時まで読書、朝食後十時より十二時まで習字、其後退散、暮六時を待ち学館に出て句読を受け九時に畢る、是れ即今人皆昼間勤務有り教授するを得ず、故に夕学を施く、有志の者自ら之に任す、他日生産の道を得は宜く之れを革むし
一、十五、六歳に及て其才学を選み、本府大学校に入れて方今有用の學術を学はしむし



吾妻家文書「雑誌」に記された邑則の下書き

町の未来を託す子どもたちの教育を何より重んじた精神は、現代まで脈々と引き継がれており、この理念を礎として、当別町の教育の総合的な施策の方針となる当別町教育大綱を策定します。

(令和7年3月)

【当別町教育の基本理念】

- 1 強じんな精神とたくましい身体をつくる
- 2 科学的な知識や技能を身につける
- 3 豊かな情操の涵養と文化の創造につとめる
- 4 自主的な判断力と社会的徳性をつちかう
- 5 明るく豊かで住みよい郷土をきずく

【当別町教育の基本方針】

学校教育

- 1 ひとりひとりを生かす創意ある学校経営
- 2 自ら考え創造する力を育てる学習指導
- 3 豊かな心で自ら実践する力を育てる生徒指導
- 4 生命を尊ぶ態度と強い身体を育てる健康安全指導

社会教育

- 1 自ら学び自ら活動し伝統を生かし当別をつくる人材の育成
- 2 明日を創造する青少年をたくましく育てる社会教育の推進
- 3 健康な心身をつくり明るいまちをつくるスポーツの推進
- 4 楽しさと生きがいをつくり育てる社会教育の推進